

函館認知症の人を支える会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者福祉の向上を図るため、認知症の人を介護している家族等への支援を行う函館認知症の人を支える会の運営に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、函館認知症の人を支える会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、会の運営に要する報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料および賃借料、備品購入費、負担金とする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とし、100,000円を上限とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付申請等に関しては、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。